

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA所在のA会社（以下「会社」という。）に入社し、営業職として勤務していた。

請求人によれば、被災者は会社に入社以降、長時間労働が続き、平成〇年〇月に営業第3グループから第1グループに異動になってからストレスが増えたため、同年〇月〇日にCクリニックを受診し、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断され療養を開始した。

被災者は、同クリニックでの療養開始後、同年〇月〇日まで休職、同年〇月〇日に復職後、しばらくは内勤であった。その後、平成〇年〇月に会社のD営業所に異動し、営業職に復帰したが、同年〇月〇日、E県F町の河川敷において自家乗用車内で死亡しているのが会社同僚により発見された。検案の結果、死亡日は同年〇月〇日、死因は練炭による一酸化炭素中毒による自殺とされた。

請求人は、被災者の死亡の原因は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の本件疾病の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病については、被災者の症状経過等から、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下、「専門部会」という。）作成の意見書認定のとおり、被災者は平成〇年〇月頃から悩みはじめ、漠然と死にたいと考えるようになったとの被災者の主治医に対する自訴などから、平成〇年〇月下旬頃 ICD-10 診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病したとの見解は、当審査会としても妥当と判断する。

なお、請求代理人は被災者の本件疾病の発病を、平成〇年〇月であるとも主張しているが、これには医学的根拠がなく主治医や専門部会の意見と異なるので、採用できない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関して、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取り扱いを妥当なものとする。

(3) 認定基準にもとづいて、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務について見ると、認定基準別表1の「特別な出来事」等はないが、請求人及び請求代理人の主張などによれば、本件における具体的出来事は、①連日の長時間労働があったこと、②平成〇年〇月に営業部第一グループに異動し、難しい大

口顧客の担当となり心理的負荷が増大したこと、③平成〇年〇月下旬、取引先からのクレーム対応のため2日間の深夜残業を行ったことなどであるので、以下検討する。

(4) ①は「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

ア 請求代理人は施錠管理簿と自己申告による勤務時間記録表との間にずれが見られたことから、時間外労働時間を会社が月45時間以内としているとしているために、社員は実際の労働時間よりも過少申告をしているのであり、勤務時間記録表の記載時間は疑わしい旨主張する。

この点に関し、監督署において関係者に対する聴取を含め再度確認をしたところ、被災者の労働時間と自己申告の勤務時間記録に差はなく、また、会社が時間外労働時間を45時間以内とするような指示を出していたこと、請求人の申述を裏付けるような事業場関係者からの申述等はないことなどから、被災者から申告のあった勤務時間記録表によって労働時間を推計したものであり、当審査会もやむを得ないものであると考える。それに基づき検討すれば、被災者の時間外労働時間は、6か月の間に1月だけ60時間程度の時間外労働時間があるものの、認定基準別表1の「1か月80時間以上の長時間労働があった」とまでとは認められず、出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ この点、請求人はメール、あるいはパスモの履歴等の被災者の帰宅時間が遅かったことから、深夜に及ぶ長時間労働に従事していた旨読み取れると主張するが、審査官の会社に対する調査結果によれば、当該日に被災者は深夜に当たらない19時、20時頃の終業時刻を自ら申告していることが確認できる。また、パソコンのログアウト時間は現時点では確認できないとされている。

ウ 同じグループのG、H、Iらは、いずれも残業を命ぜられたことはなく、自主的な判断によるものであるが、被災者が連日深夜まで残業しなければならない業務量であったとは認められないとしている。

また、被災者の兄の意見書から、被災者は私用で帰宅が遅くなっていたことも窺われ、帰宅時間が連日遅かったことをもって、それだけで被災者が連日深夜に渡る長時間労働をしていたとまでは認められない。

- (5) 上記イの②については、同様に認定基準の別表1に当てはめると、具体的出来事としての「配置転換があった」に該当すると判断できるものであり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

被災者は平成〇年〇月、それまでの営業部第三グループから第一グループへ異動したが、同じ営業部であり、それまでの経験が全く活かすことのできない業務への異動とは認められないこと、この点について、上司のGは監督署の聴取において、被災者の実務経験を考慮しての異動であり、第三グループと比べて第一グループの仕事が特に難しい業務というわけではない旨述べている。また、請求代理人は被災者が異動とともに大口の得意先の担当となり、心理的負荷が著しく増大した旨を主張しているが被災者は既に10年程度の経験もあり、かつ、単独で任されたという状況ではなく、先輩、同僚らとともに担当4人の中の1人に過ぎなかったこと、業務量的にも、HとJの業務量が多く、被災者は少なめであったこと、厳しい価格交渉の場合は被災者はGに相談することになっており、交渉の結果をHや被災者が上司に相談して最終的に会社としての対応を判断することになっているので、(被災者が)個人的に決断を強いられることはないことなどから、被災者の能力、経験と業務の困難性、相談可能な状況などについて勘案すれば、その出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断するのが相当である。

- (6) 上記イの③については、認定基準の別表1に当てはめると、具体的出来事としての「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当すると判断できるものであり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

本件出来事について請求人は、被災者が平成〇年〇月にKへのエアコン製品据え付けに関連して、クレームの対応業務に当たり、その際に2日間の深夜残業を行ったことが一つの出来事であったと主張するが、これに関しても被災者単独で処理に当たったわけではなく、グループ長であるGとともに処理に当たったのであり、また、処理の経過からも結果的に、会社側の責任ではなく、工事業者の責任であることが判明したのであり、ストレスというよりもむしろ達成感があった、と一緒に処理に当たったGが述べていることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

- (7) 業務以外の心理的負荷については、特記すべき事項は認められず、個体側要因についても特段の問題は認められない。

(8) 以上のことから、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「中」程度であり、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷は、「強」には至らないと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。